

【お薬のお預かりについて】

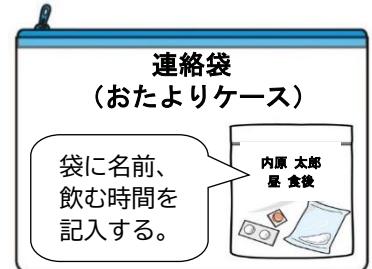
学校での服薬は、医療機関で処方された薬のみを預かっています。市販薬の服薬は行っておりません。

(1) 日常の服薬（給食後等）

昼食後等に服薬している場合は、「服薬依頼書（長期・臨時）」と薬局から出される説明書のコピーを提出してください。

- ・長期…毎日昼食後等に服用している薬がある場合。
- ・臨時…風邪等で短期間服用する薬がある場合。

薬のお預かりは1回分になります。毎日服用される際は、毎日1回分ずつ連絡袋に入れてご持参ください。目薬や塗り薬等分包できない場合は、容器ごと持参してください。その際、容器に必ず名前を記入してください。



(2) 災害時の服薬

未曾有の災害に備え、お薬を1日分と予備分を合わせて2日分お預かりしています。その際、「服薬依頼書（災害時用）」と薬局から出される説明書のコピーと一緒に提出してください。また、服薬用ゼリーやスプーン等を使用する場合は、必要な回数分を併せて提出してください。提出の際は、防災リュックには入れずに、連絡袋（おたよりケース）に入れてください。保健室でまとめて管理いたします。



(3) 宿泊学習時、修学旅行時の服薬

宿泊を伴う学校行事の際に服薬が必要な場合は、「服薬依頼書（宿泊学習・修学旅行用）」と薬局から出される説明書のコピーを提出してください。依頼書は学校から配付しますので、連絡帳等をとおして学校までご連絡ください。

(4) 服薬に変更があった場合

服薬に変更があった場合は、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。お預かりしているお薬を一度お返ししますので、薬の入れ替えをお願いいたします。また、併せて「服薬依頼書（長期・臨時）」、「服薬依頼書（災害時用）」の訂正をお願いいたします。(年度内の変更は赤字での訂正としています。)

(5) 市販の医薬部外品の持参について

以下の3つの条件を満たした場合は、市販の医薬部外品（「第〇類医薬品」などの記載があるものは不可。）を各自持参して使用することができます。その際は、服薬依頼書の提出は不要です。

- (ア) リップクリームまたはハンドクリームである。その他、目薬や点鼻薬、日焼け止め等は不可。
- (イ) 自分で管理・使用ができる児童生徒である。（学校では預からず、教職員の支援が不要である。）
- (ウ) 家庭で使用したことがある。

(6) 虫よけスプレーについて

虫よけスプレーは学校で一律に購入し、各クラスに配付します（6月頃を予定）。詳しくはほけんだより5月号に記載いたしますので、ほけんだよりをご覧ください。